

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（法務省民事局）

項 目 名	船荷証券等の電子化に伴う所要の整備		
税 目	国税徴収法		
要 望 の 内 容	商法（明治 32 年法律第 48 号）上、船荷証券等の有価証券は紙で発行することが求められているところ、平成 29 年に国連国際商取引法委員会で電子的移転可能記録モデル法が制定されたことや、令和 7 年 6 月の経済財政運営と改革の基本方針 2025 において船荷証券の電子化を可能とする商法改正が求められたことなどを受け、船荷証券等の交付に代えて船荷証券等に記載すべき事項を記録した一定の電磁的記録（以下「電子船荷証券記録等」という。）の提供をすることができるようにするための商法改正を予定しているところ。上記商法改正に際し、電子船荷証券記録等が提供されている場合の強制執行の取扱いを踏まえ、国税徴収上の滞納処分についても、所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 (百万円) (百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 近年の情報通信技術の進展に伴う電子商取引の拡大に対応するため、船荷証券等の交付に代えて電子船荷証券記録等の提供を行うことができるようにする等の措置を講ずる必要がある。 (2) 施策の必要性 平成２９年に国連国際商取引法委員会において電子的移転可能記録モデル法が制定され、各国において同モデル法を参考に国内法を整備する動きがある中、本邦においても、令和７年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において、船荷証券の電子化を可能とする商法改正が求められており、これを速やかに実現する必要がある。上記商法改正に際し、電子船荷証券記録等の提供がされた場合に対応するため、強制執行の取扱いを踏まえ、国税徴収上の滞納処分についても、所要の措置を講ずる必要がある。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (拡 充)

(法務省保護局更生保護振興課)

項 目 名		「更生保護事業として行われる資産の譲渡等」に対する消費税・地方消費税の非課税	
税 目		消費税	
要 望 の 内 容		更生保護事業法第 2 条第 2 項を改正することで、更生保護事業における保護の対象となる者の範囲に保護観察処分少年で保護観察を終了したもの（以下、「1 号観察終了者」という。）及び在宅保護観察付全部執行猶予者で保護観察を終了したもの（以下、「在宅全部 4 号観察終了者」という。）を含めることとし、事業者が新たに更生保護事業の対象となる者を保護した場合の「資産の譲渡等」について、従前の更生保護事業における対象者を保護した場合と同様、消費税法第 6 条及び地方税法第 7 2 条の 7 8 に基づいて消費税、地方消費税を非課税とするもの。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 更生保護事業における保護の対象者に、1 号観察終了者及び在宅全部 4 号観察終了者を含めることとし、更生保護事業を営む者がこれらの者を更生保護事業として保護することができるようにするほか、その保護に当たって法務大臣が必要な事業監督を行えるようにするもの。	
		(2) 施策の必要性 更生保護事業における保護の対象者（以下、「被保護者」という。）は、更生保護事業法第 2 条第 2 項各号に列挙しているところ、これに含まれない 1 号観察終了者及び在宅全部 4 号観察終了者の中にも更生保護事業による保護を必要としているものが一定数おり、現行法上、更生保護事業を行う者がこれらの者を保護する場合、更生保護事業ではなく公益事業（更生保護事業法第 6 条）として行うことになるが、更生保護事業と区別して扱われることになるために会計上の区分が必要になるなど事業者の負担が生じている。また、更生保護事業に該当しないことから、法務大臣が保護の実態の把握や必要な監督を行うこともできない（更生保護事業法第 5 1 条、第 5 3 条等）。 よって、上記の課題を解決し、更生保護事業の適切な運営を確保し、その健全な発展を図るとともに、犯罪・非行歴のある者に対する息の長い支援を実現し、再犯・再非行のリスクを低減させるため、更生保護事業における保護の対象者を拡大する必要がある。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 7 更生保護活動の適切な実施 (1) 保護観察対象者等の改善更生等（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
		政策の達成目標	更生保護活動の適切な実施。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現行法令において、「更生保護事業として行われる資産の譲渡等」については消費税が非課税とされているところ、法改正によって、新たに更生保護事業の対象として追加された者を事業者が保護した場合でも、従来の更生保護事業における保護の対象者と同様に消費税を非課税とすることが相当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 拡 充 ）

（法務省出入国在留管理庁総務課）

項 目 名	特定在留カード等の導入に伴う各種税手続における本人確認書類の拡充		
税 目	所得税等		
要 望 の 内 容	特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という）の導入を内容とする法改正に伴い、所得税関係の税手続における本人確認書類に係る所要の措置を行うこと。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— （ （	百 万 円 百 万 円） 百 万 円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	特定在留カード等について、個人番号カードと同様に本人確認書類として取り扱うことにより、税手続に係る在留外国人の負担軽減を図ること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(2) 施策の必要性		
	出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）（令和 8 年 6 月 20 日までに施行予定）の改正により、特定在留カード等の交付が開始されるところ、税手続における本人確認書類において所要の措置を行う必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
		政策の達成目標	特定在留カード等の個人番号カード機能の活用
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定在留カード等の交付を受けた在留外国人に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特定在留カード等について、個人番号カードと同様に本人確認書類として取り扱うことにより、税手続きに係る在留外国人の負担軽減につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、税手続きに係る在留外国人の負担軽減に資するものであり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（法務省民事局民事第二課）

項 目 名		令和 6 年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題への対応のための登記に係る登録免許税の特例措置の創設		
税 目		登録免許税		
要 望 の 内 容	【要望の内容】 令和 6 年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題への対応として、石川県の一部の地域において実施される地籍再調査の調査地域内の土地について、地籍再調査の結果を踏まえて土地所有者から申請される所有権の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置を新設する。			
	【関係条文】 登録免許税法（昭和 4 2 年法律第 3 5 号）第 9 条 別表第 1			
		平年度の減収見込額	—	百万円
		（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
		（改 正 増 減 収 額）	（	— 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 令和 6 年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題が生じている石川県の一部の地域において、当該問題への対応として土地所有者から申請される所要の登記に係る負担を軽減することで、当該問題への対応の円滑化を図り、ひいては被災地の復旧・復興に寄与する。			
	(2) 施策の必要性			
	1 令和 6 年能登半島地震の影響により、石川県において液状化現象に伴う側方流動が大規模に発生した。側方流動が発生した地域では、公法上の境界（筆界）と実際の土地の現況との間にずれが生じているため、被災地の復旧・復興に当たり、この状況を早急に解消する必要がある。			
	2 側方流動に起因する土地境界問題への対応については、令和 7 年 5 月に、国（国土交通省及び法務省）、石川県、被災市町及び専門家等で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、具体的な対応等について検討を進め、被災市町においては、令和 7 年度以降、まずは境界のずれがどの程度あるかを把握するための地籍再調査を実施し、地籍再調査の結果を踏まえ境界のずれの大きさや規模に応じて、適切な対応を実施していくこととしている。			
	3 境界のずれを解消する方法として、ずれが生じている部分の土地の分筆の登記をした上で、関係当事者間の合意に基づいて当該部分の所有権の移転の登記をする方法がある。ずれが生じている部分の土地の分筆の登記については、土地所有者の申請により行う方法のほか、前記 2 の地籍再調査の成果に基づいて登記官が職権で行う方法があるものの、いずれの場合においても、分筆後の所有権の移転の登記については、土地所有者が申請する必要があるため、土地所有者に一定の負担が生ずる。また、抵当権等の所有権以外の権利に関する登記がある場合には、それらについても所有権に合わせて抹消・設定等する必要があるため、その登記についても土地所有者等が申請する必要があるため、同様に一定の負担が生ずる。			
	4 側方流動に起因する土地境界問題への対応を円滑に進めるため、前記 3 の土地所有者等の負担の軽減を図る必要がある。また、地籍再調査の実施には土地所有者の理解と協力が不可欠であるため、地籍再調査後の対応に係る土地所有者等の負担を軽減することは、地籍再調査を円滑に進める上でも有効に働くものである。			
5 以上を踏まえ、令和 6 年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題への対応として、石川県の一部の地域において実施される地籍再調査の調査地域内の土地について、地籍再調査の結果を踏まえて土地所有者から申請される所有権の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置を新設する必要がある。				

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（法務省）

項 目 名		第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始	
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。 （注）関係府省庁は、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	百万円 （ 百万円） （ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度からの令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 (1) 防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
これまでの要望経緯		新規要望	